

美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱からの復帰

2024年10月17日

関西電力株式会社

美浜発電所3号機（定格熱出力一定運転中）において、2024年10月5日19時頃、現場点検中の運転員が、1次系冷却水クーラ※¹の海水系統戻り母管※²3系統（A、B、C）のうち、C系統母管の一部に塩の析出があることを確認しました。

このため、当該箇所の肉厚測定の結果、微小な穴があり、その周辺に減肉を確認したため1次系冷却水クーラを使用しないこととしたことから、2024年10月10日11時00分に保安規定の運転上の制限※³を満足していない状態にあると判断しました。

※1：1次系のポンプやモーター等で発生した熱を除去するための冷却水を海水により冷却する機器

※2：1次系冷却水クーラ出口から海水を海へ放出する配管

※3：運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器（ポンプ等）の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要。

（2024年10月10日お知らせ済み）

2024年10月15日19時20分に原子炉を停止し、10月16日23時45分に冷温停止状態※⁴としたことから、保安規定の適用外となり、運転上の制限の逸脱から復帰しました。

※4：原子炉が1次冷却材平均温度93℃以下の状態

以 上